

レーザー専門医資格審査経過措置期間の優遇点

平成 17 年 6 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までの経過措置期間内は下記の優遇措置がとられます。

I 経過措置期間とは：

レーザー専門医資格取得の要件は同資格審査制度施行細則に謳われている通りであるが、規定通りの条件ではレーザー専門医を教育する施設の不足を生じるなどの不都合がある。よって 5 年間の経過措置期間を設け、その間は資格条件に幅を持たせることにした。経過措置期間はレーザー専門医資格審査制度施行開始の平成 17 年 6 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日とする。

II 経過措置期間のレーザー専門医資格申請者要件における優遇点は以下の通りである。

1 学会参加証（3 枚）：3 枚→1 枚でも可とする。

レーザー専門医資格審査施行細則 21 条、専門制度施行細則 30 条

2 レーザー安全教育講習会修了証（3 枚）：3 枚→1 枚でも可とする。

レーザー専門医資格審査施行細則 11 条、専門制度施行細則 16 条

3 指導施設での経験年数：指導施設→学会の定める研修施設（大学など）での経験年数も認める。

レーザー専門医資格審査施行細則 15 条、専門制度施行細則 24 条

4 指導施設での症例抄録：指導施設→学会の定める研修施設（大学など）での抄録も認める。

レーザー専門医資格審査施行細則 16 条、専門制度施行細則 25 条

5 資格申請期間（3 月 1 日から 4 月 30 日）：施設審査とは別に 3 月 1 日から 4 月 30 日→経過措置期間は、常時資格申請および更新ができる。

レーザー専門医資格審査施行細則 33 条

レーザー専門医申請に関する詳細は、日本レーザー医学会ホームページ (<http://www.jslsm.com/>) にてご確認ください。